

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得価額が判明しているもの……………取得価額

イ 取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

② 出資金……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 6年～75年

物品 2年～30年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア 5年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償等債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が60万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業債等繰入見込額	-千円	-千円	7,753,023 千円	7,753,023 千円
組合負担等見込額	-千円	-千円	151,840 千円	151,840 千円
計	-千円	-千円	7,904,863 千円	7,904,863 千円

(2) 係争中の訴訟等

岡山地方裁判所平成26年（行ウ）第23号

保護変更決定処分取消請求事件 2,344千円

広島高等裁判所岡山支部令和3年（行コ）第20号

農地転用許可処分取消請求控訴事件 1,600千円

岡山地方裁判所令和2年（行ウ）第13号

原状回復の措置等義務付け請求事件 4,800千円

岡山地方裁判所倉敷支部令和3年（ワ）第142号

境界確定等請求事件 109千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 千円未満を四捨五入して表示をしている為、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 7.3%

将来負担比率 -%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 8,688,885千円

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 825,758千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和4年度予算において、財産収入として措置されている公共資産。

イ 内訳

インフラ資産	1,128千円 (0千円)
土地	1,128千円 (0千円)
物品	1,000千円 (315千円)

令和4年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。売却可能価額は、市の財産評価委員会で決定した価額によっています。上記の（315千円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 28,629,433千円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	17,297,437千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,163,316千円
将来負担額	43,078,208千円
充当可能基金額	12,829,144千円
特定財源見込額	2,999,678千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	27,511,959千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,833,591千円
② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A:歳入歳出決算書	32,586,884千円	30,452,025千円
B:財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	-千円	-千円
C:繰越金に伴う差額	△1,153,606千円	-千円
D:決算整理仕訳に伴う差額	-千円	-千円
E:資金収支計算書	31,433,278千円	30,452,025千円

歳入歳出決算書は繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	<u>4,157,008千円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	54,915千円
投資活動収入の負担金収入	7,994千円
未収債権額の増減額	△33,914千円
減価償却費	△3,035,945千円
賞与等引当金の増減額	△5,680千円
退職手当引当金の増減額	△180,747千円
徴収不能引当金の増減額	△8,077千円
損失補償等引当金の増減額	113,226千円
その他流動負債の増減額	△2,414千円
資産除売却損益	△6,504千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>1,059,863千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	4,000,000千円
一時借入金に係る利子額	-千円